

## 鐵砲の傳來と其の普及

長沼, 賢海

<https://doi.org/10.15017/2341026>

---

出版情報 : 史淵. 16, pp.93-114, 1937-07-05. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 鐵砲の傳來と其の普及

長 沼 賢 海

昭和四年に鐵砲傳來考を稿した際、天正以前の鐵砲に關する文献について吟味しようと思つた。しかし當時は専ら李朝實錄の記事と、遺物及び遺物に關聯した文書のみを主として考へたのであつて、昭和四年以後折にふれて發見した鐵砲に關する古い史料に検討を加へることをしなかつた。今こゝにそれ等の史料の中、興味あるものを選んで、鐵砲傳來に關する舊來の愚説を少しなりとも鞏化し、且つ永祿天正の頃に於けるその普及の跡を考へて見る。

## (一) 鐵砲の名稱について

塵塚物語の奥書に「本文にいはく、天文廿一年十一月 日」とあり(史籍集覽本)その内容、文章等より考ふるに、本書は天文の末頃の人の集記であることに異論はない。本書の一節に左の如くあり。

同公妙法院江御招請事

(前略)いかづちと云事、さまざまの説おほく、一決いたしがたきよしに侍る。(中略)雷神はいづれの

世にはじまり、稻光は東王公が所爲なり、あるひは佛家にさまぐの説を立、又あるひは中天にけだ物ありて、陽火におどろきおつると云々、かくのごとくさまぐの説あり、畢竟いづれにてもあれ、實は火なり、おちたる所をみれど、ちやうちん鞠の勢なる火の、ころびはしるのみにて外はみえず、唯くらしき計也、そのうへ天地自然の猛火なれば、ゑんせうの薫りのごとくして、こけたる物のにほひなり、陽火たかぶりて、水すくなきゆへに、其平を得ずして鳴る、鳴る時に中天のけだもの、をどろきて雲間よりふみはづし、おちたるとみえたり（下略）

こゝに「ゑんせう」とあるのは火薬の焰硝なるべく「ちやうちん」は提灯なるべく「ちやうちん鞠」は提灯の如き火ノ玉の意なるべく、雷火を形容したものであらう。火ノ玉といひ、焰硝といひ、互ひに連想させてゐるものゝ如くに思はれる。この文に参考して見たいことがある。

天文十六年に遣明船は十年一貢の時期に先だつて寧波に入港した。明はその期にあらざる故を以て、我が進貢船に對し、一度日本に引き還し、翌天文十七年を以て、改めて來航すべきことを命じ、一行の上陸を肯かなかつた。我が使節は止むを得ずして、定海附近の島嶼に假泊し、船をかこつて其の年を送ることになつた。その假泊中、賊船の襲撃に備へるのに相當苦勞したらしい。大明譜はこの時の進貢船の動靜を記録したもので、最も信を措くに足るものである。その一節に次の如くある。

（前略）

一、六月一日に四艘共に定海入、但十年一貢新法度之儀を堅從<sub>二</sub>大人<sub>一</sub>申渡也、然共爲<sub>二</sub>日人愁訴<sub>一</sub>定海に

卅日御逗留之、いづれも愁訴不<sub>レ</sub>叶也、されども米鹽薪等各々買<sub>レ</sub>之也、七月二日に定海出之、畠山と云島に御船御圍候、各々陣屋を誘也、

一、ぞくせんの用心無<sub>ニ</sub>油斷<sub>一</sub>、日夜うへのたかみにばんやをこしらへ、三日にあけず、うちまりのこと被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候也(下略)

爰に「うちまり」とあるは撃鞠であらうか。而して假泊せる島嶼の頂上に番所を定めて、賊船を斥けんが爲に、三日にあけず撃鞠をしたといふのである。こゝに紹介する兩記録を併はせ考へるに、此れに撃鞠といひ、彼れに提灯鞠といふ、同じやうなものであらう。そしてそれは焰硝即ち火薬と關聯したもので、落雷にも譬へられるやうな猛烈な勢ひのものであつたと思はれる。信長公記に天正四年、毛利氏の水軍と織田氏の水軍とが、大坂灣頭に於いて合戦した際、毛利方は「ほうろく火矢などといふ物こしらへ」て織田氏の水軍を焚いたとある。「ほうろく」は炮煉なるべく、武家式目抄引く増補家忠日記、安土日記に「ホウロク火矢」あり、珍らしきものゝ如くに考へたやうには見えないが、信長公記は珍火器なるが如くに記してゐる。炮煉、撃鞠、提灯鞠は同種類のものであつたと思ふ。俗語に物を煎る時に用ひる素焼の土器をホウロクといふ。これは焙烙から來たのであらうか。然るに福岡地方では火消壺をホウロクといふ。これは炮煉火矢から來たのであらうか。而してこれ等が鐵砲なりや否やは遽かに判断し難いが、進貢船が假泊せる島の頂上から毎日のやうに撃つた撃鞠は、爆音も伴つたものであらう。謂はゞ今日いふ威嚇砲撃であつたかと想像される。而して爆音は發砲の音か、或は鞠が破裂する音かそれとも兩者の爆音が今日の火花

の如きものであつたか、無論明かでない。又火薬で發射したと云つても金屬製の筒か木製の筒か、或は竹筒か、それも分明でない。併しとにかく彈を發射する装置であつたことは疑ひを容れない。そして火薬も用ひられたが、それは彈に用ひられただけで、玉を發するにも用ひられたかどうか、それも分明でない。而して時は正に天文十六年であつて、種子島傳來の十二年を降ること僅かに三四年である。そして此の火器は種子島傳來の鐵砲でないことは明白であるから、種子島銃と關係なしに或る種の鐵砲の如きものが、既に天文十二年以前から用ひられてゐたことは上記の史料に據つて肯定され得るのではなからうか。

## (二) 薩隅人の鐵砲に對する關心

種子島氏が南蠻人傳來の火薬を將軍家に献上し、近衛種家が將軍の内書に添へて種子島氏に宛てた禮狀が、種子島文書にあり、同家譜はこれを天文十八年の條に載せてゐることは、舊考に述べた通りである。この火薬の授文に種家が關係してゐるのは、島津氏と近衛家とは平安時代以來莊園關係があり、本家領家の關係が亡んだ當時に於ても、特種の關係がつゞいてゐたものと見え、天文年中に至つても、歌の事や叙位の事に關して、兩者の間に往來があり、近衛種家の文書が薩藩舊記の諸所に散見してゐる。島津近衛兩者の關係から種子島氏が近衛家を介して火薬を將軍に献上したものであらう。然るに本能寺文書（京都）の中に次の如き一通がある。

自種子嶋鐵放馳走候而、此方へ到來、誠令祝嘉候、彼嶋へも以書札申候、可有御届候、猶島津修理進、可申候、恐々謹言

四月十八日

晴 元（花押）

本能寺

鐵砲より先きに火薬を献上したとは考へられないから、火薬の献上が天文十八年のことであるならば、鐵砲の献上は其の以前のことであらうか。決して同時とは見られない。それは兩史料を検討しても、兩事件が相關聯してゐるやうには考へられないからである。而して本能寺が其の媒介をなしてゐるのは如何なるわけであらうか。思ふに種子島には之れより先、日蓮宗の布教が比較的早くから行はれてゐることは、種子島文書の中に其の證あり、左様な關係に依つて本能寺が管領に對する種子島銃餼納の媒介をなしたものであらう。而して火薬の献上は随分重大視されてゐるが、鐵砲は僧侶に託して之れを管領に献上されてゐる。これ鐵砲はさまざま珍奇なものとして考へられてはゐなかつたが爲ではなからうか。

初めて種子島に鐵砲が傳來するや、必ず同氏はこれを極秘に附してゐたであらう。鐵砲記にある様に、たやすくこれを旅人に傳授したとは思へない。それは後々の例を考へても推定出来るのである。

土藩古文叢所收土佐吾川郡東諸木村庄屋堀内市之進所藏文書といふものに、次の如き文書がある。參考としてこゝに引用する。

種嶋筒義、家中衆へは、いかほどにても、誂次第はりいたすべし、他國衆へは、一切ちやうじたるべし、もし所望族於有之者、則可<sub>レ</sub>遂言上、隱密仕いだし候者、忽くびをきるべきもの也

慶長四年潤三月十三日

元 親（花押）

岩村  
春田五郎兵へ

この種子島筒は長曾我部氏に於て、特別工夫改良された秘密品であつたかも知れない。しかし其の以前に於ては原始種子島銃であつても、随分重寶視せられてゐたのであるから、その傳授は随分嚴重であらなければならなかつたのであらう。

種子島氏がこれを國外遠方の者に傳授する以前に於て、必ずこれを島津氏に傳へなければならなかつたであらう。薩藩舊記を案するに、確實なる史料としての鐵砲の記録の初見は、瀬戸口伊豆入道覺書といふもので、

同(天文)廿二年閏正月十三日におひの町をぞやぶりける、同八幡の馬場にて合戦すでにありけるに、人數に又秀安は其合戦にあひけり、其の日の人衆は中馬善左衛門殿、左近將監殿、種子田大膳亮丈は瀬尾神兵衛殿、先凡カ爪かくのぶん、其時に秀安は左のほうに鐵砲請候、其たんてきをあんするに、是けん  
にんのとくならん(下略)

とあり、又岩劍合戦日記に「天文廿三年九月十二日酉之刻に打立被成御出陣之次第」といふ段、十四日の條に「典厩様御船五艘にて陸近く被<sub>ニ</sub>押寄、鐵砲を以、敵貳三被<sub>ニ</sub>射伏、頓而船押御歸候」とあり、以下同記の諸所に見えてゐる。而して之れ等の記録は鐵砲といふものに何のめづらし味をも感じてゐない。又兩記録は鐵砲を以てこれ等の機會に、初めて遭遇した怖るべき武器の如くには記してゐない。しかしこの以前には鐵砲の名は見えない。而して火矢が用ひられてゐることが頻りに見えてゐる。當時は鐵砲といふ

よりは、より多く火矢と稱してゐたのではあるまいか。上記の岩鏡合戦日記にも鐵砲を以て射伏せとあつて、撃伏せとはない。後に引く立花文書には鐵砲のことを手火矢とある。種子島氏は當時島津氏配下の一豪族であつて、島津のこれに對するや、北郷、樺山、颯娃、比志島等の諸氏と同様の取扱ひをしてゐる。天文十一年三月種子島直時、惠時父子が争鬪し、島津貴久は新納氏に命じて直時を援けしめ、その後父子和睦の後は「父子於<sub>ニ</sub>自今以後、御芳恩之<sub>ニ</sub>致<sub>シ</sub>志却<sub>一</sub>間敷」と誓つたと貴久公記に見えてゐる。之れ等の關係から考へて、若し天文十二年に初めて種子島に鐵砲が傳來したとすれば、種子島氏がその鐵砲を島津氏に内密にして、これを他に出すが如きことはあり得ない。而して薩隅の史料には慶長の鐵砲記の外、天文十二年傳來の事を餘り重要事件として注意しなかつたのは、當時既に火矢と云つて鐵砲が知られてゐたからではあるまいか。

### (三) 火藥について

鐵砲献上及び火藥献上の兩文書を見るに、火藥献上には南蠻人傳來の製法であり、之れを秘密にすべきことを注意してゐるやうだが、鐵砲のそれにはさうした注意は少しも拂はれてゐない。そして前に述べた通り、彼島に布教關係で往來した日蓮宗の坊主に託して、銃を管領に献上してゐる。火藥の献上は將軍から島津氏と近衛氏を通じて行はれてゐる。將軍はまづ銃を得、その後火藥の秘法を近衛、島津兩氏を介してその傳授方を種子島氏に内命したのではなからうか。

舊考に於て詳かに論じた通り、當時の火藥の重要成分であつた硫黄は、我が國には産するけれども、硝

石は我が國には産出して、甚だ少かつたやうである。本考の最後に附録して置いた兵鏡にも特に之れを指摘してゐる。舊考には尾道の濫谷氏が天正、文祿の頃に、支那から火薬を輸入してゐることを説いた。同じ頃、龜井茲矩が秀吉の命を奉じ、硝石を暹羅から輸入してゐたことを示す多胡文書（石見）を左に引用する。ついでに鉛に關する文書をもあげて置く、鉛の事は後に言及する。

（端出略ス）

一、爰元罷出順風能候間、定而可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>下着<sub>一</sub>と存候

一、上様御注文にて申候間、相調候而、可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>歸朝<sub>一</sub>候

一、御鐵炮ハ無<sub>ニ</sub>御詔<sub>一</sub>候事（次の一箇條中略）

一、しやむろに鹽消稀に候とハ存候へ共、彌三右エ門御請を申候而、買候而上らんと申候、定而有<sub>レ</sub>之物にて候間、情を入候而、鹽消三千斤ほど、かひ可<sub>レ</sub>申候、爰元ハ二百六十目一斤候、二匁五分ほど仕候（次の一箇條中略）

一、上鹽消ハ二千斤成共、可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>申買<sub>一</sub>候（次の八箇條中略）

八月十四日（印）

茲 矩（花押）

鍛冶屋彌右衛門尉殿

村尾十兵衛殿

一此まへ如<sub>ニ</sub>書付<sub>一</sub>かひ物、ふ<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>油斷<sub>一</sub>候、以上

一上様おしやむる王へ、御鐵炮廿丁御遣候間、可被渡候、大阪可下候以上

去冬尊札被下、殊御懇意之段、畏拜受候、將又八拾萬斤船之事、被仰越候、則隨分肝煎候處ニ、從屋形様一、唐江被遣候様、罷不成候て、不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>是非一候、其方ヨリ爰許屋形様へ、御上被成候進物、拙子前より慥ニ屋形様へ上申候へ共、毎年進物も被遣候て、事外御懇之様子にて御座候、則御船へ毎年此地へ被遣候へ、御馳走可被成由ニ候、隨而從屋形様一、船一艘被遣候へ共、餘小船ニ而候故、かひたん衆も不入被申ニ付、則屋形様へもどし申候へば、亦爲御返禮ニ蘇木<sub>三</sub>斤、鉛五百斤被遣候、并鉛千斤被遣候、是ハ從御所持一、鐵砲二十挺被進候、此爲御返禮ニ鉛千斤被遣候條、其元奉願候、右梶屋彌右衛門尉殿江慥渡、御船ニ付、御馳走申上候事□□□□□□□□兩人御申上可<sub>レ</sub>有候條、不<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>子細一候、恐々謹言

(人名不明)  
握浮哪

純廣(花押)

三月三日

進上

龜井武藏守様

思ふに鐵砲は天文十二年頃には既に用ひられてゐたが、それは火矢、提灯鞆、うち鞆など稱してゐたのであらう。その普及發達が不十分であつたのは、火藥の原料たるべき硝石が乏しく、火藥の製造が困難であつたが爲めであらう。然るに天文の初め頃小銃殊に種子島が傳來し、殊に火藥の製法が傳へられ、其の結果鐵砲が普及するやうになつたのであらう。

## (四) 鐵砲の彈丸について

鐵砲を筒といひ、鐵砲を張るといひ、鐵砲鍛冶を鐵砲張りといふ。鐵砲は張るといふ所から鐵砲を稱して筒といふ言葉が出来たのであらう。鐵砲記にも初め其の形制は類似のものを作ることを得たが、其の底の以て之れを塞ぐ所以を知らず、天文十三年來島の南蠻商人から、之れを塞ぐ術を習得したとあるから、體制は筒であり、筒の一方を塞いで銃身となしたものである。若し臼砲の如きもの、又は竹筒様の朝鮮及び支那式の如きものであつたならば、鐵砲は刮るといふべきである。朝鮮式、支那式は鐵砲の身を作り、之れを刮つて盲管となして銃身を作つた。かやうな式のものであつたら、彈は石や鐵であつてもよい筈である。併し種子島式ならば、まづ鑄型で銅鐵の精巧な管即ち筒を作り、これを銃身にすることが出来れば、少量の良質の火薬を用ひ、少量の彈を正確に發射し得るのである。故にその彈は鉛の如き金屬であること有利とする。舊考を稿する際火薬の事には考へ及ぼしたが、彈の鉛については氣が附かなかつた。前掲多胡文書に龜井茲矩が暹羅から鉛を贈られてゐる事が見えてゐる。鐵砲記にも妙薬を其の鐵砲中に入れ、添へるに小團鉛を以てすとある。天正三年五月廿八日附、戸次道雪のきんちよ女に宛てた讓狀に見えてゐる讓與品目の中にも

一、大鐵砲十五張 小筒 壹帳

依ニ拜領ニ多年令ニ秘藏ニ則御判有之

一、對鑕五十本 黒柄鶉くび漆薄

一、鹽砂 千斤 壺二十

一、鉛 千斤 十四包

(前後略)

とある。銃弾として鉛を用ひられたらしい。かうして銃とともに火薬も弾も近代化して、初めて一般實戦にも用ひられて有利となり、益々普及するやうになつたものであらう。自ら戦線に實効のあつた事は戦死負傷の注文状などにあらはれて來た。立花文書永祿十二年五月十八日附戸次伯耆守一族郎黨の負傷戦死の注文状に、負傷を類別して矢疵、刀疵、石疵、鎗疵の外に、手火矢疵がある。手負三十一人中に手火矢疵が十五人、石疵が十二人、矢疵が十五人、而して手火矢は鐵砲であるから、今や戦場の飛道具としては、矢の威力を凌がんとするやうになつて來た。

こゝで注意したいことは、彈に鉛を用ひず、粗製の鐵丸や石を用ひた時代即ち舊式銃の時代に、負傷名は皆石疵の中に入れてゐたのではあるまいか。即ち鐵砲を依然として火矢と稱し、その負傷を石疵と稱してゐたのではなからうか。毛利文書に天文二十一年七月二十三日の備後瀧山城攻略の際に於ける毛利隆元の部下の討死、負傷者の注文状には、手負百五十六人中に二十八人の石疵あり、鐵砲疵は一人も見えない。天文の末には築城法にも鐵砲が影響を及ぼしてゐる時代である。その時代に鐵砲は全然實戦には効力を發揮しなかつたか、又は全然用ひられなかつたのが、永祿の末年には弓を凌駕せんとするやうになつたとは思へない。既に弘治永祿の初めの甲越の合戦にはそれが實用せられてゐた證據が甲斐國妙法寺々記に

見えてゐる。依て考ふるに礮とある疵は、單なる礮疵のみでなくして、鐵砲疵も含まれてゐるのではあるまいか。若し此の礮疵を嚴重に礮と解すれば、鐵砲が實戰に効力を發揮した起原は中國方面では天文廿一年以後永祿の末以前にあると見られる。併し私はその起原は今少し早い時代にあると考へる。故にかうした點から考へても、鐵砲といふ言葉の現れる、現れないに依て、その實用に供せられたか否かを遽かに判定することが出来ないと思ふ。

(五) 南蠻筒の傳播と大友氏等

大友家文書錄(大友史料第一篇)に弘治二年九月南蠻製の鐵砲を將軍義輝に献上したので、右の如き内書を賜はつたとある。

鐵放一南蠻筒到來候訖、殊見事候條、別而喜覺候、猶晴光可申候

九月廿三日

御判

大友新太郎とのへ

新太郎はいふ迄もなく義鎮である。本書には此の外に、閏六月廿八日(永祿元年ならん)大館晴光が鐵砲を義鎮に求める奉書があり、翌永祿二年「源義鎮」と署名し、晴光に宛てた鐵砲を進獻する將軍への披露狀がある。いづれも少しく腑に落ちない節があるやうであるが、今參考としてこゝに叙して置く。

武家名目抄引く大館文書に、左の如き一通がある

就三粟毛糟毛早道馬之儀、御内書致三頂戴候、則進上仕候、仍雖可御請候、存分候之條、孝阿上洛

之時分、様體可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候、就<sub>レ</sub>中鐵炮一丁令<sub>三</sub>拜領<sub>一</sub>候忝存候、此旨可<sub>レ</sub>預<sub>三</sub>御取合<sub>一</sub>候、恐々謹言

六月廿五日

盛方院氏眞

盛方院は法號か、法號を俗名の上に冠するのは解し難い。或はこの三字は後人の書き入れか。又氏眞とあるのは今川氏眞か。氏眞は法號を仙巖院といふ（野史）然らばこの氏眞は今川氏ではないのであらうか。いづれにしても西國から傳へたと思はれる珍らしき鐵砲を外に傳へたものであらう。大友氏から將軍へ、將軍から更に今川氏へと、これは正式、公式の鐵砲の傳播の一經路である。

昔から小銃は種子島へ。而して大砲は豊後へ天正四年に南蠻から傳はつたといふのが著名な説である。

大砲が大友氏へ傳來したといふ説は大友興廢記に「去程に去天正四年丙子の夏、南蠻國より大の石火矢到來す」とあるに據るのであらう。此の時形式の異つたものが新たに傳來したかも知れないが、大砲が初めて此の年に豊後に傳來したのでない事は、前掲天正三年の立花道雪の讓狀に、大鐵炮十五張とあり、しかもそれは道雪が多年拜領品として秘藏せしむるものとあるから、道雪が主家からそれを拜領したのは、永祿の初め前後のことにならざるを得ない。しかも大量の拜領であるから、大友氏が天文の末か弘治の頃に、大量の製産に可能であつたと考へられる。この大鐵炮十五張と一緒に小筒が一張あつた。これも拜領品として道雪が早くから大切にしておいたのであらう。而してそれは大友氏から將軍に献上した南蠻筒と同類のものであらうと思ふ。その式の系統は種子島流であるかどうか、遠かに判定出来ない。曩にあけた大友興廢記などには、大友氏に於ては種子島銃が用ひられてゐた事が見えてゐるが、それは種子島式近代

南蠻流小銃といふぐらゐの意に過ぎないのであらう。南蠻船が直接豊後に來るやうになり、その他切支丹の伴天連や伊留滿が大友氏へ出入する様になれば、彼れ等は自然南蠻流小銃を大友氏に傳へたと思ふ。予は切支丹（耶蘇會派）所屬の宣教師にして西曆千六百年の初めに著はした要塞圖集を藏してゐる。要塞を研究する位であるから、鐵砲の事にも通じてゐる宣教師もあり、又布教の方便としてかやうな利器を私に傳授したとも思はれる。故に商人の手を経ないでも、切支丹宣教師の手を経て豊後に南蠻流大小砲が傳來したと考へ得られる。それが上方に傳はり、更に東國にも及んだのであらう。鐵砲記に自慢してゐる種子島が根本となつて鐵砲が日本國內に普及したといふ説に依て南蠻筒が豊後から上方に傳はつた事實の如きは皆押し消されて終つた。況や南蠻種子島銃以前に、精巧な銃と、之に附隨する優秀な火薬と、輕快にして有効な鉛子といふ三拍子が備はつた鐵砲ではなかつたが、朝鮮式、支那式の鐵砲は、天文以前に支那、朝鮮、琉球等から傳はつて、除々としてそれが傳播してゐたといふ如き事は、全く考へられないやうになつたのである。

こゝに附記して置きたいことがある。山口縣大島郡伊保田村俊成氏の文書に次の如きものがある。此の文書は大正十二年の探訪であつて、書體についての記憶などが判然しないが、江戸時代の初めの文書であらうと思つた。

## 覺

一、南蠻鐵張之大筒、玉目貳、目、ためし藥五步掛り、様躰繪圖のごとし、但筒屋墨付一通有之

一、高麗之鐵拾々目、百年以前、鐵炮にきたひ置申候、證據有之、儲有之候  
右望之方候得者、拂に相成申候 以上

口上之覺書

一、南蠻鐵張、貳貫目玉之大筒、被成御見せ、得と一見仕候、珍敷御筒御座候、殊に五步掛り之藥に  
而、度々ためし被仰付候由、世間無類之御道具御座候、堺筒屋共茂、繪圖御見せ候へ者、申分同  
前之由、可有御座候、堺にてハ五百目玉の大筒を毎々張申たる儀、無御座候、御望被思  
召御大名様方は、いか程茂高直ニ、御取可被成候、若々御賣買之御沙汰ニ茂相成、御<sup>(不明)</sup>茂御座候  
者、右之次第、無相違、可申上候、以上

辰ノ三月十五日

堺櫻町之住

荒地勝右衛門 印判

俊成氏は河野海賊の一家で、忽那島俊成を苗字の地とする。野島の村上元吉の天正十一年及び同十二年の土地宛状を有してゐる。此の大筒といふのは江戸の初め頃から、百年も前に朝鮮産の鐵を以て張つたとあるから、天文前後のものであらうか。大友興廢記に、天正四年に南蠻から傳はつた大筒があり、宗麟はこれを國崩と名づけたとある。俊成氏の此の鐵砲の彈の重さが二貫目もあるといふのであるから、たしかに國崩といふに相當する。併しそれは堺方面までは傳播しなかつたものゝやうであるが、しかもかやうな利

器が、瀬戸内海の一孤島の海賊の手に止つて、外へは播らなかつたとも考へられない。而して俊成氏はこれを何處の誰れから傳へたであらうか。地理的關係から推定すれば、これを大友氏から傳へたと考へるのが最も自然である。果して然らば此の事實は大友氏と鐵砲の傳播とは、大なる關係のあつたことを證する一史料となり得るであらう。

### (六) 鐵砲の著しき普及

鐵砲が普及すると、同時に鐵砲の名が普及するやうになつたと思はれる。そしてその初めは蔭涼軒の記録にある通り、鐵放と書くのが一般であつたらしい。殊に西國方面に於ては初めは鐵放と書いたらしい。上記文正の蔭涼軒日記、本能寺文書、種子島文書、大友文書、それから後に載せる笠井文書等には鐵放とある。而して京都及び其れより以東では太平記、埴囊抄等以來鐵砲とかき、万松院穴太記、甲斐國妙法寺寺記皆鐵砲と書いてある。以上は皆天正以前の文書日記等にして確實なるものゝみを挙げたのである。それはともかくも、鐵砲が鐵砲の名で實戰に用ひられたことを確實に物語る文献は、天文十八年の穴太記以前のものにはまだ發見し得られない。弘治、永祿の頃に至れば、それが實戰に用ひられた證據となるべき文献が多くなつて来る。かくしてその名が普及するのは、永祿の頃かと思はれる興味ある文献を左に示さう。即ち毛利文書（大日本古文書）の元就自筆書狀に、

一、元就事、隆元候つる時者世上之おそれもなく候て罷居候つる、於于今者、如此之いこん仁など候て、身成候ものゝ一人も候へて、輝元ハ若年ニ候、一圓用心などの心も候へて、年寄候てこゝ一人

かさなとに居候はん事、ひとへに〳〵大事と存候〳〵、隆元なとさへ、かやうニ色をたて用心なと仕候者を、知なからをき候事ハ、自然〳〵の用心も氣遣にて候間、いそぎ度よし申候つる、只今我等事ひとへに大事存候、殊更今比ハてつ(鐵砲)ほうなと、申事候て、世上ニも不慮之事のみ候之間、無油斷身上候〳〵、今日不思議なる事にてこそ候へ、これ又よく〳〵物かたり可申候。かしこ

此の文書の大日本古文書の註に「コノ文書ハ三代實録ニ據ルニ永祿十二年ノモノニカ、ル」とある。外にはとにかく藝防の間に於ては、不意に事の突發するのを鐵砲と云つたらしい。そしてそれに「殊更今頃」とあるのが鐵砲の普及を考へる貴重な文句とすべきであらう。鐵砲が普及せず、鐵砲といふ語だけが流行するわけもなく、又古臭くなつた鐵砲の名が、此の頃になつて急に流行するわけもないのである。されば天文頃には發見することの出来ないその實用に供せられた文書も次の如くに現はれて來る。則ち笠井文書(出雲)に

爲ニ笠井代、今度籠城、神妙候、殊以ニ鐵放ニ敵數人討仆、高名無ニ比類ニ候(下略)

永祿四年十二月廿三日

隆行(花押)

笠井源太郎殿

又羽田文書(信濃)中に、

今度鐵放之藥玉、矢、兵狼和田へ於ニ相屈輩ニ者、引物知行、依ニ奉公之淺深ニ而、可ニ宛行ニ者也、仍如件

甲子三月十日（甲子は永祿甲子と推定される）

天正の年代になつては、鐵砲がすべての武器を壓するやうになつた事は、各方面から證據立てられる。今一々論ずるにも及ばない。たゞ少しく變つた方面から鐵砲普及の跡を語るに止めよう。流石に我等日本人の能力は南蠻傳來の鐵砲を改良して、終に「鳥銃は倭から中國に傳はつた」と一部の明代の兵學者をして思はしめるやうになつた。前掲龜井茲矩が鐵砲を二十丁暹羅國王に贈つてゐる。そして鐵砲の輸入を必要とし、硝石を同國から轉入したことも既に述べた通りである。かうなるには蓋し刀工が諸國に居て、各々其の技を磨いたやうに、鐵砲鍛冶もやうやく諸國に起つて其の技を鍛鍊したのに因るのであらう。姫路市の芥田氏文書に次の如きものがある。此の家は天文以來の鑄物師大工の家であることが此の文書の他二三通に據つて知られる。

尙々急之御用候間此狀參着次第可罷上者也

急度令申候、仍唐人<sub>レ</sub>之御用大鐵砲、於<sub>二</sub>奈樂<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、其元上手共召連、早々可<sub>二</sub>罷上<sub>一</sub>候由、關白様御誼候、無<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>可<sub>二</sub>上着<sub>一</sub>候也

益庵

十月晦日

宗<sub>(カ)</sub>則<sub>(カ)</sub>  
(花押)

播州野里村

芥善五郎殿<sub>かたへ</sub>

又々御急用に候條、早々可罷上候 以上

關白様石火矢被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候間、野里五郎右衛門親子之下知<sub>ニ</sub>付て、石火矢可<sub>レ</sub>仕之旨、被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候間、此  
狀參着次第、可<sub>レ</sub>罷上候、於<sub>ニ</sub>油斷<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>曲事<sub>一</sub>、御急之御用に候

十一月廿日

益庵 □□(花押)  
(二字不明)

かたう かなや (以下六軒金物屋宛名略す)

鐵砲師といふものは昔はなかつたものであるから、金屋即ち鑄物師が鐵砲張りの業を専門とするやうになつたものであらう。豊臣秀吉が文祿慶長の役に先だつて奈良で大砲の鑄造を命じてゐる。恐らく此の外上方地方の鑄物師を總動員して工事を急がせたものであらう。之れと同時に諸大名が大坂に集り、各所に於て實彈演習を行つたらしく、これが爲め市内は危険を感じ、且つ警察上の不便もあつたものであらうか、次の如き五奉行の奉書(伊達文書)を發してゐる。宛名は「大崎少將(政宗)殿」とある。恐らく在坂の諸大名に令したもので、文書に年號はないが、征韓陣前のことであらう。射的演習、新造品の試験射撃等が頻りに市内で行はれたのであらう。

追而、於<sub>ニ</sub>大坂<sub>一</sub>鐵炮被<sub>レ</sub>打候所へ、天満之西、すなはらに土手をつき候て、うち所可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>究候、以上、  
各御屋敷、其外所々にて、鐵炮を猥被<sub>レ</sub>放候儀、堅被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御停止<sub>一</sub>候間、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>其御心得<sub>一</sub>候、鐵炮稽古、筒をため入候儀者、狼谷之道・南瀧谷、並山科本願寺古屋敷にて、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仕之旨候、如<sub>レ</sub>此被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候上、右兩所之外にて、若鐵炮被<sub>レ</sub>放候者、可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>御越度<sub>一</sub>候、恐惶謹言、

正月十八日

正家（花押）（以下五奉行の署名略す）

こゝに「鐵砲」と「筒」とを區別したのは、大砲と小銃とを區別して注意したのであらう。鐵砲が普及するやうになると兵器としてのみ用ひられたのではなく、狩獵用、娛樂用としても用ひられ始めた。立花文書に

於筑後國中、鶴白鳥雁鴨其外諸鳥、如去年一以鐵砲討之、又者獵師等申付、鳥共可進上之、他所中如此、被仰付候者、御鷹場ニ被留置候所へ諸鳥可集來候之間、入精可申付候、尙山中山城守可申候也

九月十六日

朱印（秀吉） 羽柴柳川侍従とのへ

此の文書は秀吉の名護屋在陣中か、或は其れ以前立花氏の領内に鷹狩を試みんとして、豫め獲物を鷹場に逐ひ込め置かうとしたものであらうか。鐵砲はかくて武器として、亦職業用として、娛樂用として用ひられ、益々普及したらしい。天正十六年の秀吉の諸國百姓に對する刀狩りには、刀や鎧とともに鐵砲も狩りたてられてゐるのである。しかし一方では益々武器として武士の魂と信ぜられる刀劍に准じて信仰視せられる様になつた。その興味ある一例を示すものは次の出雲の日御碕社文書の中の左の一通である。

以上

依相國様仰、日本六拾餘州之大社、鐵砲一挺宛、令進納之候

一、日御碕靈神

一挺

一、杵築大明神 一挺

一、隱岐國大宮 一挺

一、龍宮三挺之内 一挺

日御碕海中へ納

申度候、殘二挺へ

阿波鳴門、長門

赤間關令ニ沈置

唯今鐵炮四挺

進上候、何も被レ成ニ御社

納ニ從ニ其大宮司ニ請

取狀可レ預ニ御取ニ候、

爲レ其如レ此候、恐惶

謹言

野田善四郎

元和四 戊午

霜月廿六日

清堯(花押)

鐵砲の傳來と其の普及

(七) 結語

鐵砲の傳來を考へて稿を成すこと五度、猶ほ完しとは勿論いへない。私が鐵砲の傳來考にかうして執着するのを不思議に思ふ人もあらう。思ふに黎明期に於ける西洋文化輸入の状況はいかん。例へばそれは直接輸入されたか。或は間接であつたか。又どんな經路を辿つて輸入されたか。又どんな發達を遂げたか、等の問題は日本文化史上最も重要な問題である。それが分明にならざる限り、其の影響といふ、最も肝心な點も分明にはならない。而して西洋文化と云つても多種多様であつたから、その輸入の状況も一樣には考へられない。大音響を伴ふ鐵砲の如く其の存在を隠すことの困難な、そして又その影響が明確に現れるやうな代物は、外に類例を見ないであらう。これ予が無鐵砲に鐵砲の傳來を考へる所以であり、大方の示教を仰ぐことが、今に至つてますます切なる所以である。